平成２９年（フ）第７０１号
北九州市八幡西区楠橋東２丁目８番24―402号
債務者　池田　賢二
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７１２号
北九州市小倉南区葛原本町６丁目１番10号
債務者　山内　正規
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１５１号
宮城県富谷市富谷清水仲112―２　レジデンス内海106号、申立時住所山形市長町２丁目10番32―16号
債務者　松田　早苗
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８６号
さいたま市中央区下落合５丁目15番13号、申立時住所山形市十日町３－４―14、申立時住民票上の住所山形県上山市四ツ谷１丁目７番20号
債務者　武田　康子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８７号
さいたま市中央区下落合５丁目15番13号、申立時住所山形市十日町３－４―14、申立時住民票上の住所山形県上山市四ツ谷１丁目７番20号
債務者　武田瀬里香
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５２７０号
大阪府東大阪市若江南町４丁目４番27号、前住所大阪府東大阪市若江南町１丁目９番32―203号
債務者　岡本麻由子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３４０号
大阪府高槻市奈佐原２丁目４番６号　シグナスＡ棟203号
債務者　濱田慎太郎
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３４１号
大阪府高槻市奈佐原２丁目４番６号　シグナスＡ棟203号
債務者　濱田　智子（旧姓市川）
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４５７号
大阪府守口市日光町４番17号
債務者　千代留雅樹
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４６３号
大阪市浪速区日本橋東１丁目12番12―202号
債務者　浜田こと　濵田　和子
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４９７号
大阪市旭区中宮３丁目９番23号
債務者　中島　則明
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４９８号
大阪市旭区中宮３丁目９番23号
債務者　中島　千恵
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４４号
愛知県新城市市場台４丁目２番地21　セジュール上市場Ｂ棟201号
債務者　秋田いさ子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第６８号
長崎県南島原市口之津町乙2356番地１
債務者　松尾さなえ
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午前10時15分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第６９号
長崎県島原市有明町大三東丙357番地１
債務者　片山ゆきみ
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係